

障がいのあるお子さんへの支援

各種手帳

身体障害者手帳

事故や病気などで身体に障がいのある方に交付されます。この手帳を取得することにより、各種の援助や制度を利用することができます。

対象

- 視覚 ● 聴覚 ● 言語 ● 肢体 ● 心臓機能
- じん臓 ● 呼吸器 ● 膀胱 ● 直腸 ● 小腸
- 肝 ● 免疫の機能に障がいのある方

療育手帳

知能の発達に遅れのある方に、一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービスを受けやすくするために必要な手帳です。

対象

- 18歳以上は障害者相談センター、18歳未満は児童相談所において、知的障がいや精神発達遅滞と判定された方

精神障害者保健福祉手帳

ある一定程度の精神障がいの状態にあることを認定する手帳で、2年ごとに更新が必要です。

対象

- 統合失調症 ● うつ病 ● てんかん ● 発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）
- 依存症 ● そのほかの精神疾患（ストレス関連障害等）

手当・助成

特別児童扶養手当

在宅で生活している心身に障がいのある児童（20歳未満）の父母または養育者に対し支給される手当です。

対象

- 1級
 - 身体障害者手帳のおおむね1級・2級
 - 療育手帳のⒶ・A
 - 精神障がいにより日常生活において常に他人の介助、保護を必要とする方
- 2級
 - 身体障害者手帳のおおむね3級
 - 療育手帳のおおむねBの1
 - 精神障がいにより他人の介助は必要としないが、日常生活が極めて困難な方

支給額 1級：52,400円

2級：34,900円

（令和4年4月現在・月額）

支給月 4月、8月、11月

障害児福祉手当

20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当です。所得制限があります。

対象

- 身体障害者手帳1級、2級の一部
- 療育手帳Ⓐ、A-1、A-2及びⒷの一部
- 重度の知的障害、精神障がいにより日常生活の動作や行動が一人で困難な状態
- 重篤な疾患により長期にわたり常時安静、就寝を要する状態

※診断書の内容等により認定されない場合があります。

支給額 14,850円（令和4年4月現在・月額）

支給月 2月、5月、8月、11月

長生郡市ライフサポートファイル

ライフサポートファイルとは、お子さんの発育・成長の様子やお子さんに関する大切な情報を記録・保管するファイルで、お子さんについて心配なことや困ったことがあった時に、家庭とお子さんに関わる方々との情報共有を円滑にし、より良い支援が受けられるようにするものです。

どんなファイル？ A4のポケット付きファイルです。書けるところ、書きたいところを気軽に書いたり、お子さんに関する書類をポケットに入れておいたり、相談に行くときに持っていくなど自由に使うことができます。

ファイルの内容

- ① プロフィール：家族構成や通っているところ、連絡先など
- ② 発育・発達の記録：健康診断や予防接種など
- ③ 医療のページ：通院・入院の記録、お薬の記録
- ④ 年齢のページ（年齢の記録のポケット）：育ちの様子や思い出を残すページ。通知表などの大切な書類の保管場所
- ⑤ 履歴のページ：通った学校や卒業後の経歴など
- ⑥ 緊急時の対応：緊急時の対応を家族で話し合い、もしもの時に備えるページ（付録：相談記録のページ、福祉のページ、学校から発信する家庭教育支援プログラムのページあり）

ご希望の方は福祉課まで問い合わせください。



公費負担医療

自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童で、現在身体に障がいがあるか、または現に疾患があってそのまま放置すると将来一定の障がいを残すと認められるお子さんで、手術などの外科的な治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その医療費の一部を市が負担します。一定所得以上の方は制度の対象外となります。

医療の種類

- 肢体不自由
- 聴覚
- 視覚障がい
- 平衡機能障がい
- 音声、言語
- そしゃく障がい
- 心臓障がい（外科的治療）、
腎臓機能障がい、肝臓機能障がい
小腸機能障がい、その他内臓障がい
- 免疫機能障がい

自立支援医療（精神通院医療）

対象

- 精神疾患により、精神科等に
通院されている方

内容

指定医療機関において、通院による診療、投薬等を受ける場合に、その治療に要する医療費の一部を公費で負担する制度です。受給者には、有効期間が1年間以内の受給者証が交付されます。

重度心身障害児医療費の支給

重度心身障害者（児）医療費助成受給券と保険証と一緒に医療機関等へ提示していただくことにより、保険診療分医療が無料で受けられる制度です。また、申請により入院時食事療養費の1／2を助成します。

ただし、いずれも一定の所得制限があります。

なお、県外の医療機関を受診する場合は、受給券は使用できませんので、領収書と印鑑、個人番号カード等を持参して福祉課へ申請していただくことにより、後日助成いたします。

対象者

- 身体障害者手帳(1, 2級)
- 療育手帳 (Ⓐ、A-1、A-2)
- 精神障害者保健福祉手帳1級

生活支援

日常生活用具の給付

日常生活用具を給付します。

対象

- 身体障害者手帳を持っている方
(障がいの種類等により制限があります)
- 小児慢性特定疾病児童

日常生活用具の種類

- 訓練用ベッド ●特殊マット
- 入浴補助用具 ●移動・移乗支援用具
- 電気式たん吸引器
- 聴覚障がい者用通信装置
- ストマ用装具及び紙おむつ等

補装具

身体上の障がいを補うための用具(補装具)費の支給を行っています。

対象

- 身体障害者手帳を持っている方

補装具の種類

障がいの種類	主な種目
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
重度の肢体不自由 かつ音声言語障がい	重度障がい者用 意思伝達装置

軽度又は中等度難聴児補聴器購入費等助成制度

障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象

- 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児
- 医師が補聴器の装着の必要を認めた一耳の聴力レベルが30デシベル未満の児
- 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児

他の障がい福祉に関するサービス

ホームヘルパーの派遣や移動(外出)支援などの地域生活支援事業、障がい児施設への通所支援事業など、様々なサービスがあります。

